



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権プラザ便り [結い]

(財)東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場 1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

**「生活を支える」制度は知らなきゃ損。うまく利用する知恵と工夫を。
あいのままの生活を知れば、問題解決のヒントあり。**

◇制度を知り、活用する術を工夫しましょう◇

〈介護保険制度に関して〉

●基本的なことを教えて!

前号で出張相談の折に、「介護のことについていろいろ聞きたい」というリクエストがあったことを報告しました。先般、支部にお伺いしましたが、出張相談のたびに、新たな発見や気づきがあるものです。

「介護保険について基本的なことから教えてほしい」といわれ、「介護保険は何歳から利用できるのか」、「保険証はいつ交付されるのか」などといった質問が出されました。2000年4月に介護保険制度がスタートして10年が経ちましたが、まだまだ制度のことが周知されていない現実を目の当たりにしました。

介護保険が利用できるのは65歳以上の人、それ以外では40歳～64歳の人で、がん末期・関節リュウマチ・脳血管疾患（脳梗塞、脳出血等）など16の特定疾病に該当する人に限られます。したがって、保険証（介護保険被保険者証）は、65歳以上の人には交付されます。新たに65歳になる人には、65歳に到達した月に交付されます。また、前述の特定疾病に該当する人は、要介護・要支援認定を受けたときに交付されます。

保険証は、区・市役所へ要介護認定の申請をするときなどに提出しますので（ただし、特定疾病に該当する人は初回の申請時は、医療保険証の提示）、大切に保管して忘れずに提示しましょう。

●訪問調査に来られるけど、どんな対応すればいいの？

また、こんな相談を直接支部員から電話で受けました。「訪問調査に来られるが、どういう対応をしたらいいの」と。介護保険を利用するために、要介護・要支援認定申請をすると、本人の心身の状態を聞きとりに認定調

査員が自宅を訪問します。介護が必要かどうかの認定作業の一環ですが、高齢の本人が答えるときに、できなくてもできるといった元気をアピールして、介護度が低く認定されたという話をよく聞きます。不安な日常生活の様子をご家族がきちんと話しておくことが大切です。

●本人の状態を考えてサービスを使う

その方は要支援1となりましたが、ご家族としては介護保険を利用してベッドやポータブルトイレなどを使いたい意向です。ベッドは問題ないにしても、ポータブルトイレは必要ないのではないかとアドバイスしました。

というのは、歩行困難でもないのにポータブルトイレを利用すると、歩かなくなって脚力などが急速に衰えてしまう。トイレまで歩いていくことにより身体機能の低下を防ぎ、できるだけ現状を維持できる。むしろ、転倒予防のために手すりをつけたほうがいいと提案しました。

要支援では最寄りの地域包括支援センター、要介護では居宅介護支援事業所と契約してサービスを利用することになります。認定の有効期限は原則として6カ月、有効期限が終了する前に更新申請が必要です。

〈緊急小口資金について〉

●入院保証金が払えない!

検査入院するのに、「入院保証金」が10万円必要だといわれて、お困りの方がいました。調べてみると、公立病院の場合は「入院保証金は必要ありません」と明記されているところが大半です。一方、民間病院ではすべてが「入院保証金」（金額は5万円、10万円と病院によってバラつきあり）を催促しています。前回の検査入院のときは、病院の医療相談室で事情を説明して、5万円にしてもらったそうです。退院時の清算のとき、実際には4万円弱しかかかりませんでした。今回も同様の相談をして、病院側の結論待ちだといえます。

そこで、緊急なときに使える制度はないものかと調べてみました。各都道府県の社会福祉協議会（社協）が行っている「生活福祉資金貸付事業」というものがあります。そのなかで、「緊急小口資金貸付」が該当しそうです。各区市町村社協が窓口ですが、自治体によってはこれとは別に単独で行っているところもあります。

「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合」として、医療費などを支払ったために臨時の生活費が必要なとき、火災などの被災によって生活費が必要なときなどで、貸付限度額は10万円。無利子、連帯保証人不要、据置期間2カ月、返済期間8カ月以内。申し込みから資金交付までに4日以上かかります。低所得世帯、療養中または要介護の高齢者がおられる世帯、障害者世帯が対象で、世帯の収入に制限があります（詳しくは窓口で）。

◇問題解決への一歩は、まず実態を知る◇

●介護サービスを打ち切られた！？

さて、介護に関わる話のなかで、気がかりな支部員の世帯の話が出ました。夫婦2人暮らしで、以前介護サービスを利用していたが、打ち切られた。妻が常時コルセットをしなくてはならない状態で、家事が大変だと思う。どういう生活をしているのだろうか。介護サービスがなんで打ち切られたのだろうか、気になります。

百聞は一見に如かず。「実際、どういう生活状態なのか、今から様子を見に行きましょう。ご夫婦が了解してくれたら、うかがいます」と提案しました。

了解が出ましたので、お訪ねしました。部屋のなかは整理整頓がされており、掃除が行き届いているのがわかります。4年前、妻が椅子に乗って箆笥の上を掃除しているとき、バランスをこわして落下、尻もち。痛みに耐えられず、病院へ。骨粗鬆症も患っており、背骨がつぶれる脊椎圧迫骨折で、即入院。1カ月後に退院するも、動くことができず、ベッドを入れて寝たきり状態。

●本人の意欲と家族の支え、そして生活リハビリ

徐々にリハビリの効果と本人の意欲もあって、シルバーカーを押しながら近くのスーパーまで買い物に行けるぐらいに回復しました。当初ヘルパーが入って、入浴介助などやってもらっていましたが、要介護認定の更新で、「自立」と認定され、介護サービスが中止となったわけです。夫は不整脈をかかえて病弱ではありますが、家の掃除などは念入りにされています。また、調理は妻が台所に立ったり、しんどくなるとベッドに座ったりしながら

ら、なんとかこなしています。介護サービスに依存することなく、自分でできることはされているお二人の生活ぶりとその表情はとてもすがすがしいものでした。生活そのものがリハビリになったという好例です。

もちろん、夫が入院するなど事態が変化した場合は、あらためて地域包括支援センターと相談して、安心した在宅生活ができるよう対応を考える必要はあります。

このように生活に関わる問題を解決していくには、なによりも一人ひとりのありのままの生活を知る、把握することからスタートします。そのなかに問題解決へのヒントが隠されています。具体的な方策は言うまでもなく、今後何かあった場合にしても、臨機応変に対応することが可能です。特段の問題がなかったとしても、不安を抱えて暮らしている人にとっては、定期的に声かけするなど見守りすることで、安心した生活が続けられます。

どうぞ、身近に「生活が不自由ではないかな」などと気になる人がいましたら、どんな様子か、困りごとはないか、お聞きしてください。そして、お気軽に私どもに必要に応じてご相談ください。

◇生活再建への道、なんとか……◇

●皮革職人の心意気

出張相談でうかがった支部から連絡をいただく。「自己破産を受けて、今後の生活をどのように立て直したらいいか。必要な情報の提供なども含めて、一緒に相談に乗ってほしい」と声をかけられ、お話をうかがいました。

「自己破産」という言葉を出張相談のなかでもよく耳にしましたが、深刻な状況が横たわっています。自己破産せざるを得ない背景には皮革産業の衰退や不況などさまざまな要因があるわけですが、今、一人の類まれな皮革職人が生活再建にむけてもがき苦しんでいます。

昔のように仕事はなく、自らの職人技を存分に活かすこともできないのが現状です。たまに入る仕事で得る収入は、夫婦が暮らすのに十分な金額ではありませんが、子どもがなんとか協力して支えています。生活保護を申請するという手がないわけではありません。

しかし、本人は自ら培い誇りでもある職人技を活かして、仕事を軌道に乗せることはできないかと考えています。土壇場に追いつめられていますが、なんとか前を向いて生きようとする心意気が四面楚歌の状況を打ち破ってほしいと願いつつ、「私たちができることは何か」、手探りしながらサポートしていきたいと思えます。